

○宇治市学校給食センター検討委員会設置要項

(趣旨及び設置)

第1条 宇治市が実施する学校給食センター整備事業(以下「本事業」という。)に係る事業者の選定について、競争性、公平性及び透明性を確保するため、また、本事業の進捗や要求水準の達成等を確認するため、宇治市学校給食センター検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 事業者の選定基準に関すること。
- (3) 事業者が提出する提案書その他資料の審査に関すること。
- (4) 優秀提案者の選定に関すること。
- (5) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、次に掲げる事項を協議し、意見を教育長に提言する。

- (1) 施設の計画、設計及び建設に関すること。
- (2) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に規定する事項の検討を終えたときに満了する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に協議を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 委員又は委員と直接の利害関係がある者（以下「委員等」という。）は、本事業に関する事業者の提案に参画してはならない。
- 4 前項の規定に反して委員等が本事業に関する事業者の提案に参画したことが判明したときは、委員会は、委員等が関与した事業者の提案を選考対象外とするものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、委員長は会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議題に個人情報が含まれている場合

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部学校管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が行う。
- 3 この要項は、令和6年4月1日から施行する。